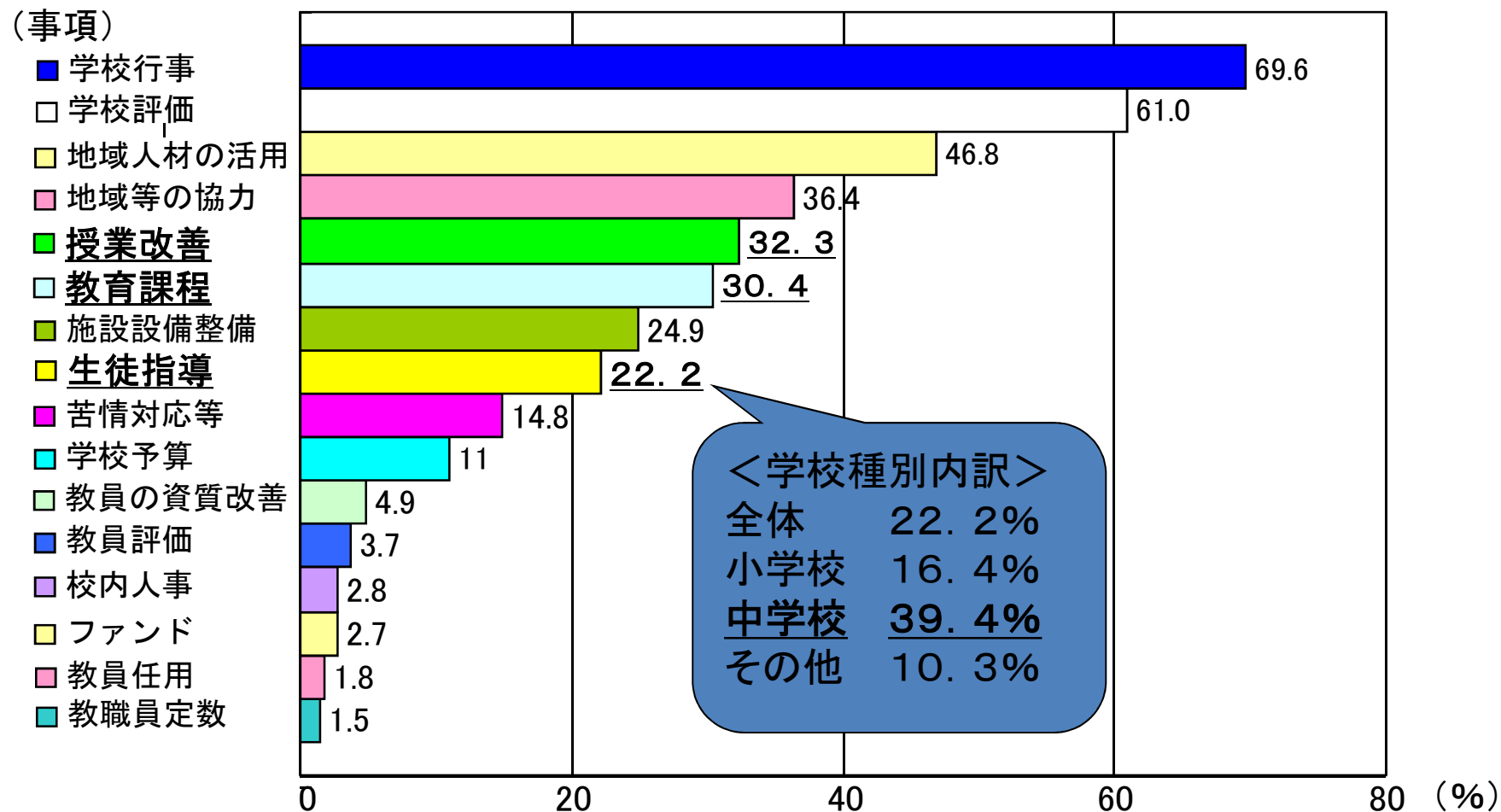
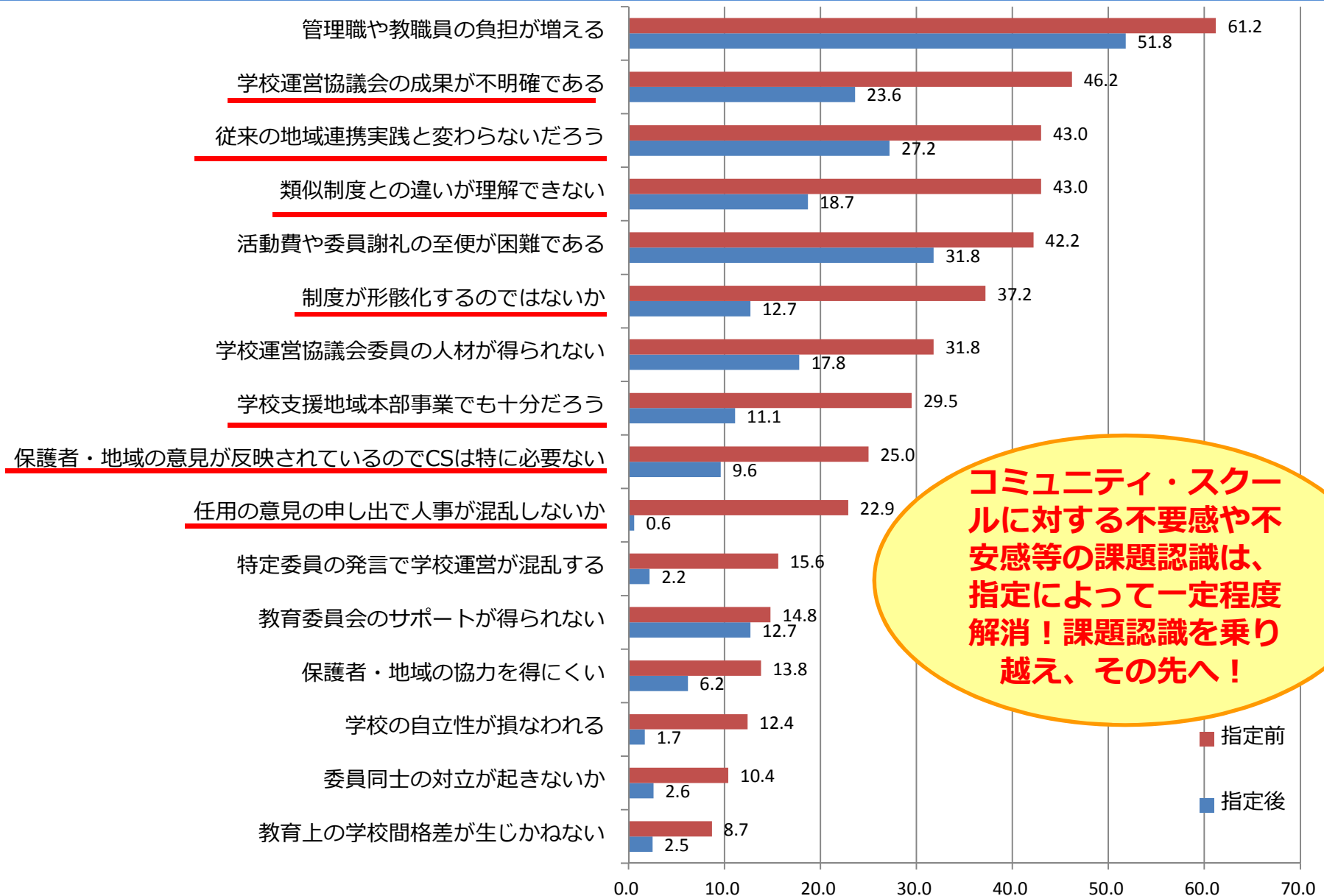


# 学校運営協議会でよく取り上げられる事項

○学校運営協議会でよく取り上げられる事項について、  
授業改善が32.3%、教育課程が30.4%、生徒指導が22.2%と回答。



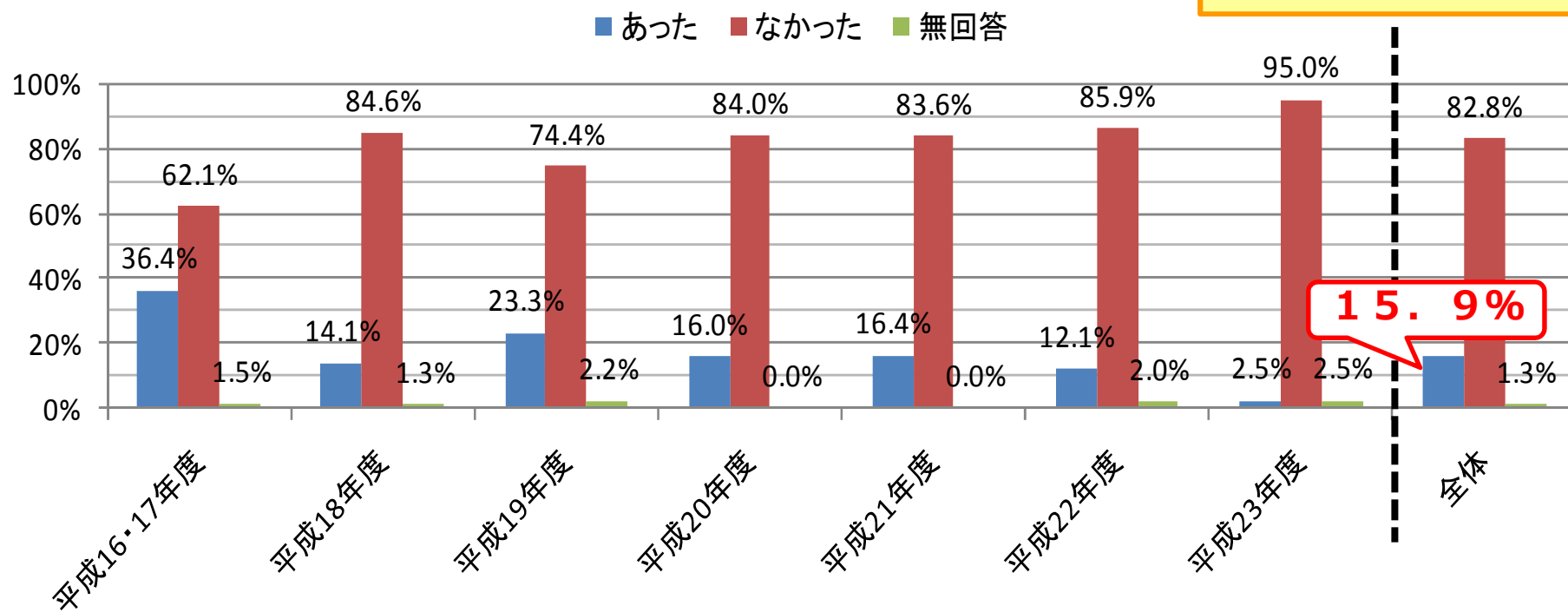
# 指定前後の課題に関する意識の変化



# 教職員の任用に関する意見の有無

## 人事に関する意見の申出（指定年度別）

申出があったコミュニティ・スクールは  
全体の約16%



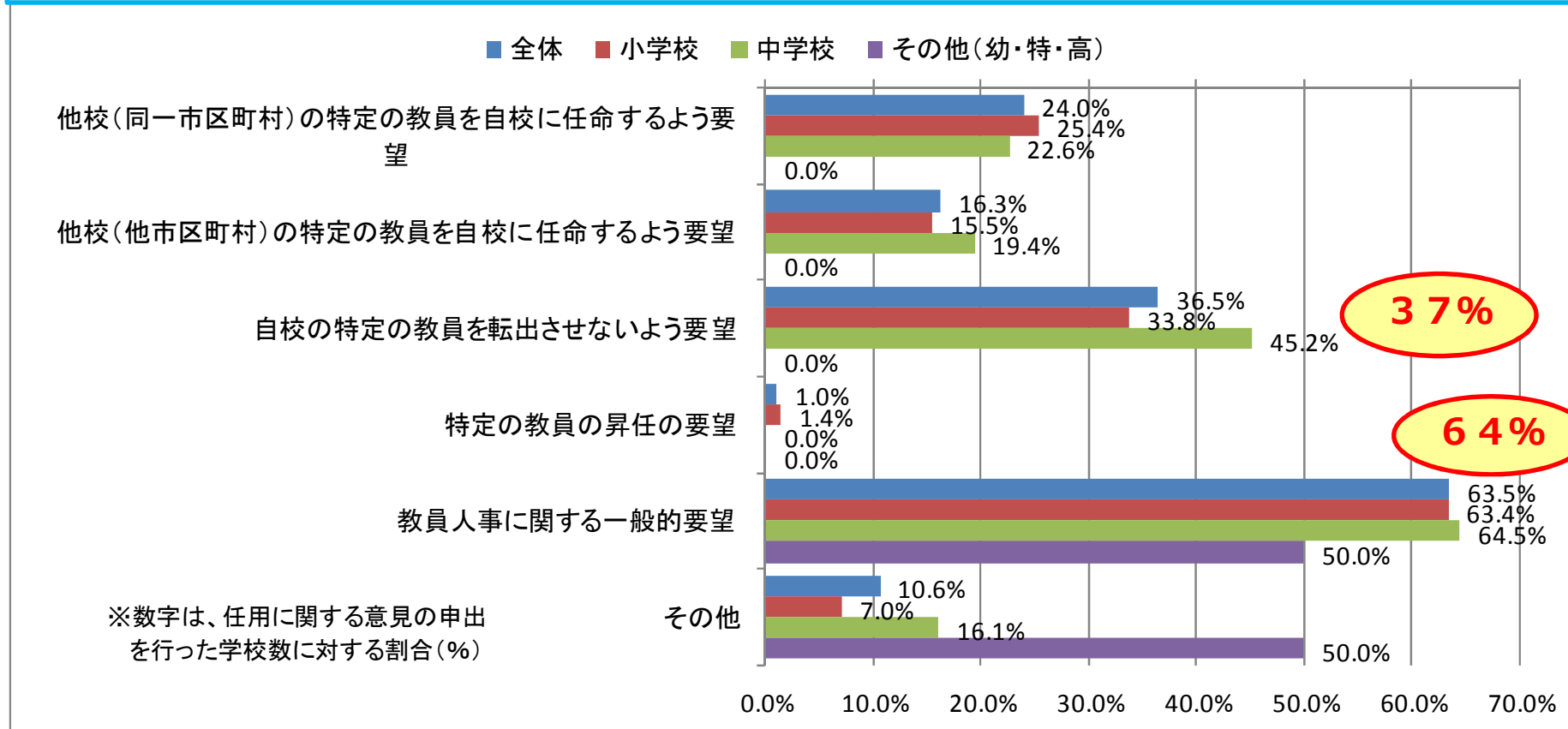
「コミュニティ・スクールの推進に関する教育委員会及び学校における取組の成果検証に係る調査研究報告書」(平成26年3月、日本大学文理学部)より

**あくまで法律上は、任用に関する意見を「述べることができる」**

➡ **まずは、学校と地域との信頼関係・協働体制の構築を目指し、任用等に関する意見を主活動に位置づけられない運用から始めるなど、段階的に発展していくこともある**

# 教職員の任用に関する意見の内容

学校の教育目標の実現に向け、「若手の先生、地域連携に実績のある先生が必要」、「A校長やB先生に次年度も残ってほしい」といった意見。



## (例) ■ 世田谷区立給田小学校 (東京都)

⇒地域との連携による学校づくりにマネジメント力を発揮する校長の留任を要望。

## ■ 萩市立椿西小学校 (山口県)

⇒社会教育主事資格を有する教員の配置を要望し、実現。

# 学校運営協議会の位置付け

- 学校運営協議会が設置されても、学校運営協議会が校長に代わり、学校運営を決定・実施する権限を持つものではない。
- 学校運営の責任者は、あくでも校長
- 合議制の機関である学校運営協議会が、その意志決定に基づき、意見を述べるに当たっては、一定の責任が生ずる

# 教職員の任用について

- あくまでも学校の課題解決や教育の充実のための校内体制の整備充実を図る観点から意見を述べるもの。
- 学校運営協議会の意見を尊重する規定があるが、これによって任命権者の任用権の行使を拘束するものではない。
- また、市町村教委の内申権、校長の意見具申権そのものに変更が生じるものではない。

# コミュニティ・スクール指定の促進要因と阻害要因

- CS指定校校長の4割以上が、学校評議員では保護者等の意見を反映できないと考えている。未指定校でも3割が同様の認識を持つ
- 学校評議員制度が形骸化していると認識するは、CS指定校55%、未指定校54%であり、いずれも半数以上が形骸化を指摘する。
- CS指定校の約6割は学校関係者評価を学校運営協議会等の下部組織で実施し、未指定校では非組織的に実施している傾向にある。
- 学校関係者評価のための組織があれば学校運営協議会がなくても評価ができると考えるのは、CS指定校28%、未指定校50%。
- CS指定校は未指定校に比べて、コミュニティ・スクールを、地域連携だけでなく、教育課題解決のための仕組みであると捉える傾向が強い。



- 「研修」「情報提供」「予算措置」などの教育委員会サポートはCS指定校でより多く実施されている。
- コミュニティ・スクールに指定されると、地域との風通しが良くなり、学校支援活動が活発になる。
- 未指定校が指定を受けない理由には「地域連携がうまく行われているから」「学校評議員等の類似の仕組みがあるから」という「不要感」が根強くある。
- コミュニティ・スクール導入理由は、「学校改善に有効」「コミュニティづくり」「学校支援活動の活性化」の三本柱である。
- コミュニティ・スクール指定の決め手として、「教育委員会からの働きかけ」を指摘する学校は約8割。
- コミュニティ・スクール指定以前の課題の多くは、指定後に減少する傾向にあり、いわば「取り越し苦労」だったと言ってよい。



# 学校評価の制度の概要

平成19年度の学校教育法・同施行規則改正により規定

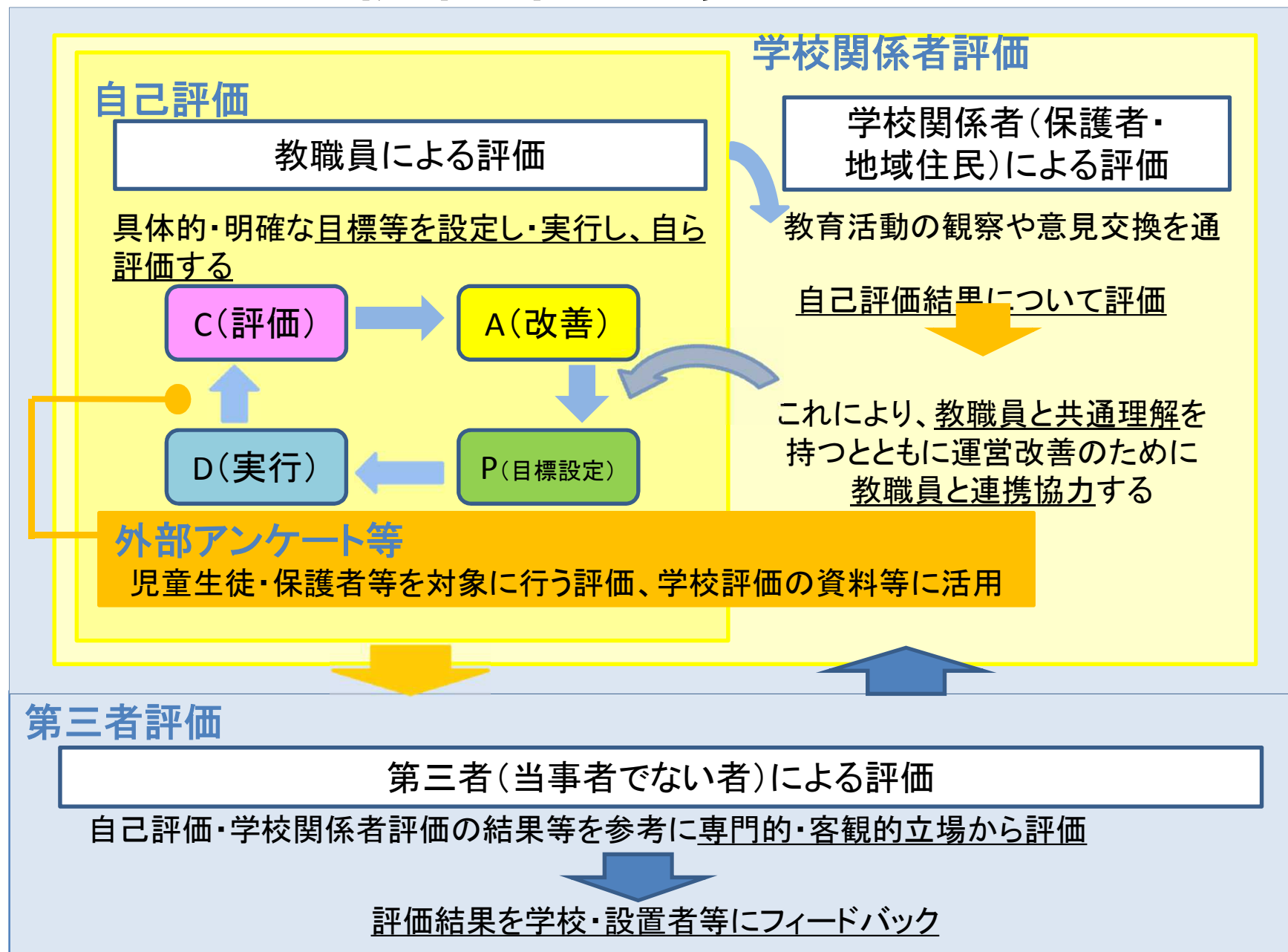
(目的)

各学校が自らの教育活動等の成果や取り組みを不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	各学校の教職員が自ら行う評価	<b>実施の義務</b> 評価の結果の設置者への報告の義務	<b>公表の義務</b>
学校関係者評価	保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価を踏まえて行う評価	<b>実施の努力義務</b> (実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	<b>公表の努力義務</b>
第三者評価	外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

# 学校評価の実施手法



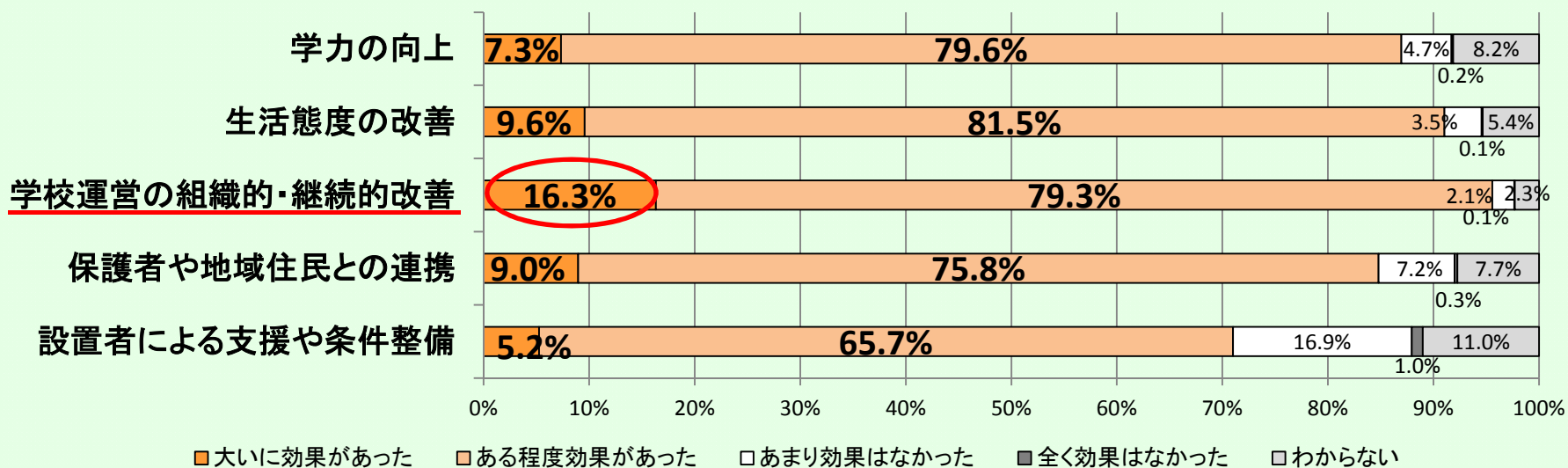
# 学校評価等の実施率

	実施	うち報告	うち公表
自己評価	99.9%	99.4%	90.3%
学校関係者評価	93.7%	99.3%	85.3%
第三者評価	4.6%	—	—
学校評議員	80.2%	—	—

※平成23年度学校評価等実施状況調査(文部科学省)

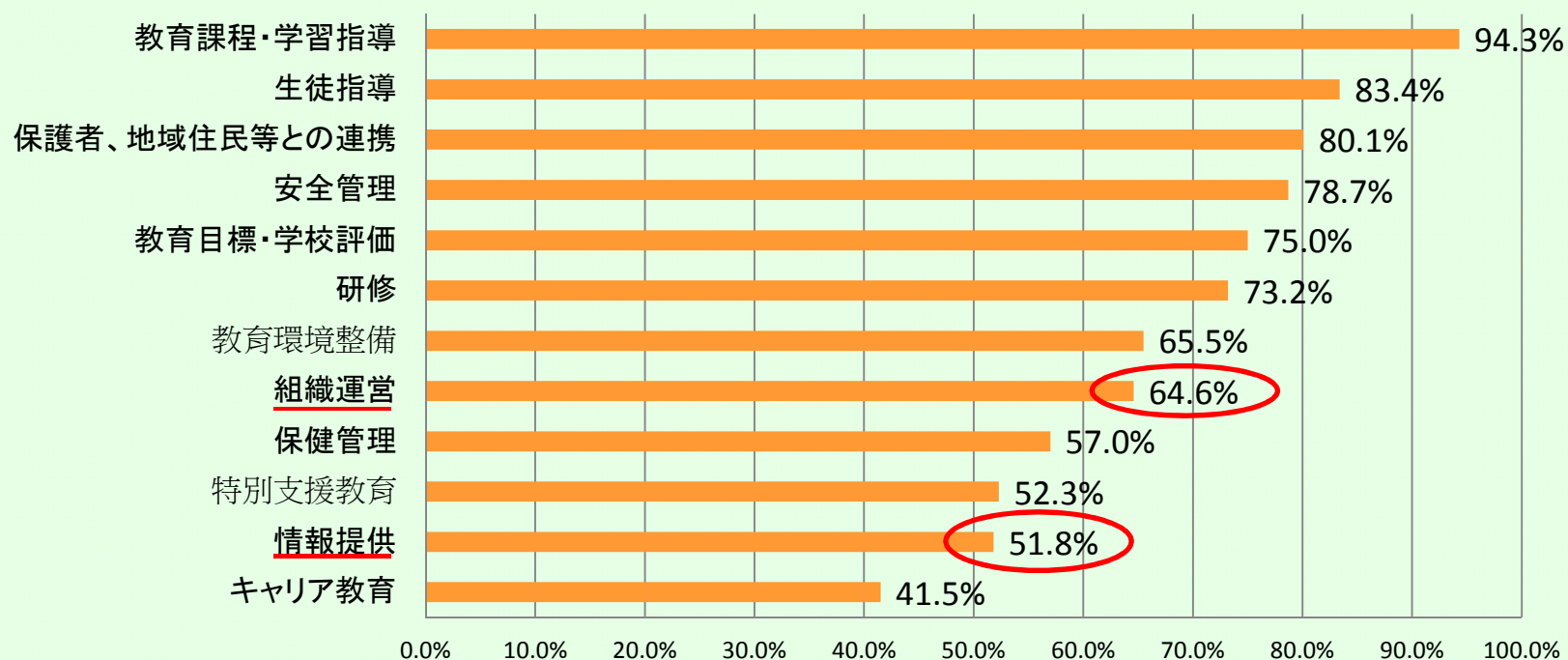
## 学校評価等実施状況調査(平成23年度間) 結果概要

- 学校評価の効果に関する学校の認識を把握するため、5項目にわけて調査。  
①児童生徒の学力向上、②児童生徒の生活態度の改善、③学校運営の組織的・継続的改善、  
④保護者や地域住民等との連携協力、⑤設置者による支援や条件整備等
- 5項目中、効果実感の最も高い「学校運営の組織的・継続的改善」において、効果があったと回答した学校は95.6%。
- 一方で、このうち「大いに効果があった」との回答は16.3%に留まり、学校評価の実効性を高めることが今後の課題。



## 学校評価等実施状況調査(平成23年度間) 結果概要

- 自己評価の評価項目に、校長などのリーダーシップの状況や学校の運営・責任体制の整備の状況、勤務時間管理やサービス監督の状況などの、組織運営についての項目を設定している学校は、64.6%
- 学校公開の実施の状況や学校評価結果の広報状況など、学校に関する様々な情報の提供状況、周知の工夫を評価項目としている割合は、51.8%
- 学校運営に関する情報の整理と活用、組織的な学校運営や業務の効率化など学校運営の改善に資する評価の充実が望まれる。



# 【教育振興基本計画】（平成25年6月14日閣議決定）

## 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成


成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

② コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大

### 【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。





# 【教育再生実行会議】

## 第二次提言 教育委員会制度等の在り方について

### （平成25年4月15日）（抜粋）

### 3. 地方教育行政や学校運営に対し、地域住民の意向を適切に反映する。

社会総がかりで教育再生を実行していくため、地域住民の意向が学校運営に適切に反映されなければなりません。地域住民、保護者を始め、学校を支える関係者の思いが、教育に反映される仕組みと、その適切な運用が必要です。

○ 国及び地方公共団体は、教育行政や学校が閉鎖的になることなく、地域と共にある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部等の設置に努めることとする。その際、こうした取組を検証しつつ、より実効性のあるものとなるよう支援策を講じる。

○ 地方教育行政の遂行に当たっては、首長の意向とともに、コミュニティ・スクールを地域住民の意向を学校教育に反映する重要なルートとすることによって、地域住民も含めた関係者が、当事者意識を持って、地域総がかりで学校を支援し、学校の質を高めていく。





**【中央教育審議会】**  
**今後の地方教育行政の在り方について（答申）**  
**（平成25年12月13日）（抜粋）**

**3. 学校と教育行政、保護者・地域住民との関係の在り方について**

**(1) コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の重要性**

- コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の活用を通じ、社会総がかりで学校教育の質を高めることが重要である。

**(2) 地域とともにある学校づくりの推進方策**

- 国は、コミュニティ・スクールや学校支援地域本部の未設置の地域に対する支援、マネジメント力向上に向けた教職員研修等の在り方の検討及び地域人材の資質向上策などを推進する。
- 教育行政部局は、自主的・自律的な学校運営の促進や、マネジメント力を持った教職員の育成及び配置などを行う。
- 学校は、地域と連携・協働するための体制整備や学校に関する情報の積極的発信などを行う。

**(3) 今後の展望**

- 今後は、学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方を検討すべきである。

# 【地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議】

衆議院文部科学委員会(平成26年5月16日)

三 学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないように、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

参議院文教科学委員会(平成26年6月12日)

六 学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないように、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。

七 首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求めること。

# コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議

## (1) 調査研究事項

- ① コミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策に関すること
  - ・ コミュニティ・スクールの成果と課題について
  - ・ 学校運営協議会・学校支援地域本部等の一体的な推進の在り方について
  - ・ 今後のコミュニティ・スクールの一層の拡大・充実に向けた方策について
  - ・ 学校評議員制度など類似制度との関係と今後の在り方について
  - ・ 今後の学校運営協議会の在り方について
- ② 学校運営協議会を基盤とした、学校・家庭・地域の三者の協働体制の在り方に関すること
- ③ 教育委員会と首長部局の協働による、地域とともにある学校づくりの在り方に関すること

## (2) 実施期間

H26.6.20～H28.3.31



# コミュニティ・スクールの推進等に関する調査研究協力者会議におけるこれまでの審議の整理 (平成26年9月)【概要】

## 1. コミュニティ・スクールの課題

関連する制度や事業等との連携不足が課題。

【学校支援地域本部等】  
学校支援等の機能を有機的に組み合わせた  
発展的な仕組みづくりの必要性

【学校関係者評価】  
学校・地域の連携・協働を促す  
コミュニケーション・ツールとして機能化の必要性

## 2. コミュニティ・スクールの今後の目指すべき方向性

- 学校・家庭・地域の連携・協働を推進するための様々な制度や事業等を一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要。
- 関連する制度や事業等を一体的に捉えるに当たって、その中核にコミュニティ・スクールを据え、その設置促進を図るべき。

## 3. 国における推進方策

(別紙参照)

学校運営協議会と学校支援地域本部等の取組は一体的に推進していくことが期待される。また、学校関係者評価についても、学校運営協議会の機能の一つとして位置付けることにより、学校運営の改善のサイクルが有機的に機能していくことが期待される。

## 4. 一体的に推進することで期待される効果

- ・ 学校運営の改善と教育支援活動等の充実の双方向・協働型の取組の推進
- ・ 学校・家庭・地域の組織的・継続的な連携・協働体制の確立
- ・ 子供の教育に関する課題や目標等の共有による当事者意識の高まり
- ・ 教育支援活動等を通じた日々の教育活動や子供への理解の深まり、課題解決の実践
- ・ 学校・家庭・地域において、共通したビジョンをもった取組の展開
- ・ 学校運営の改善を果たすP D C Aサイクルの確立 など

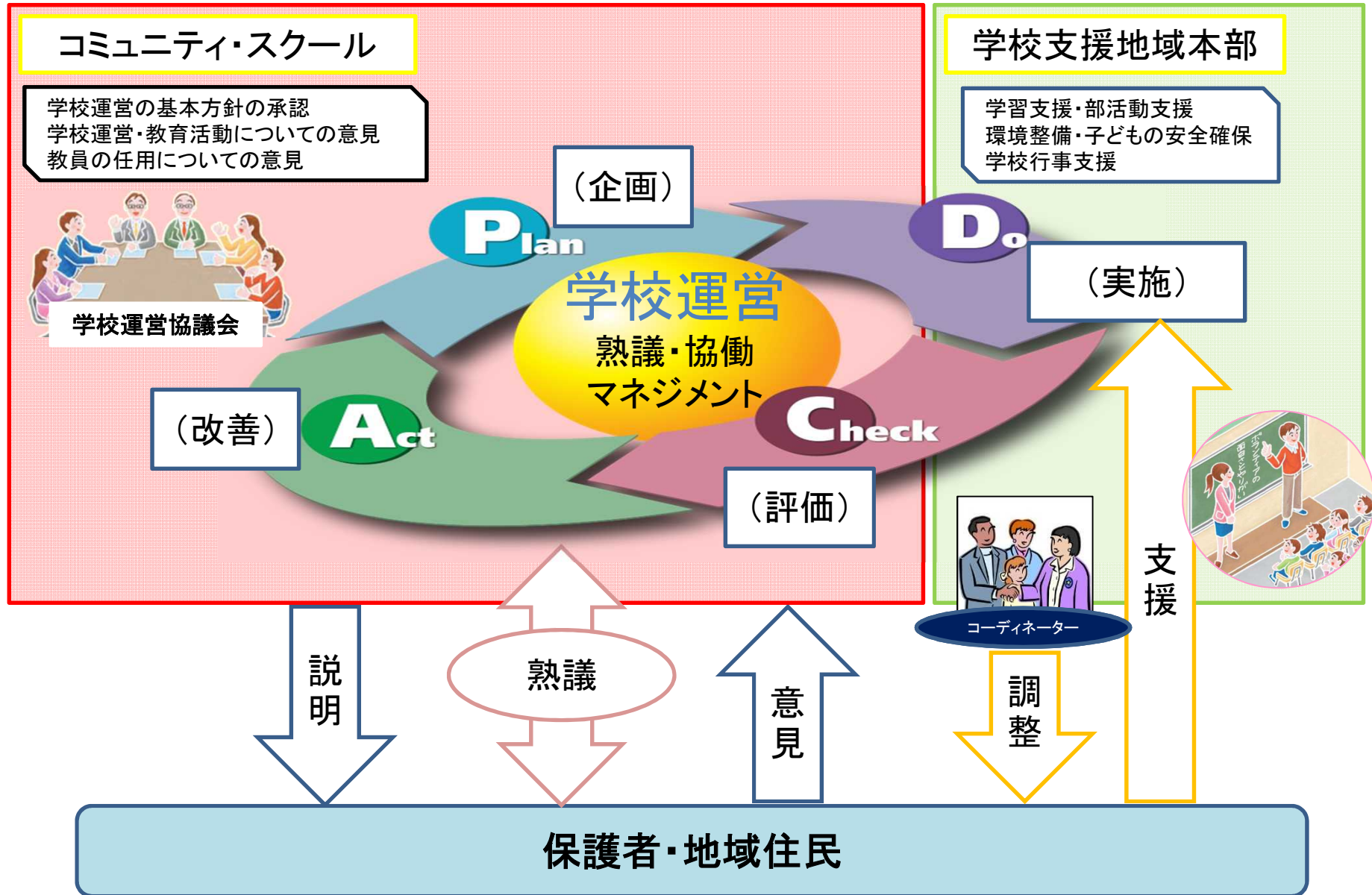
## 5. 都道府県・市区町村の役割と推進方策

【都道府県】  
○学校運営協議会委員や管理職等への研修会の企画・実施。  
○マネジメント力をもった管理職・教職員の育成・配置とその積極的な評価。  
○コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の設置促進とその一体的な推進に向けた自治体内の連携強化。

【市区町村】  
○学校の将来像を校長と共有。  
○保護者や地域住民に対する、学校への理解と参画を促す環境づくり。  
○学校支援地域本部等、学校と地域の協働体制の構築から始め、学校運営への参画に発展させるような取組の推進。

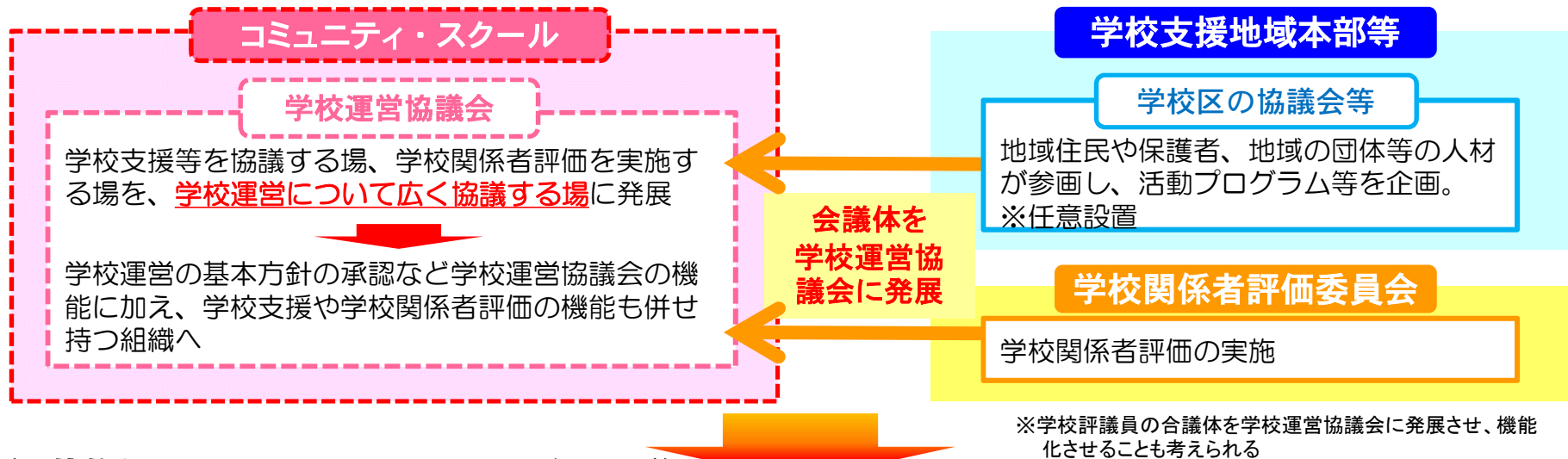


# 学校運営に求められるPDCAサイクルと それを支える仕組み

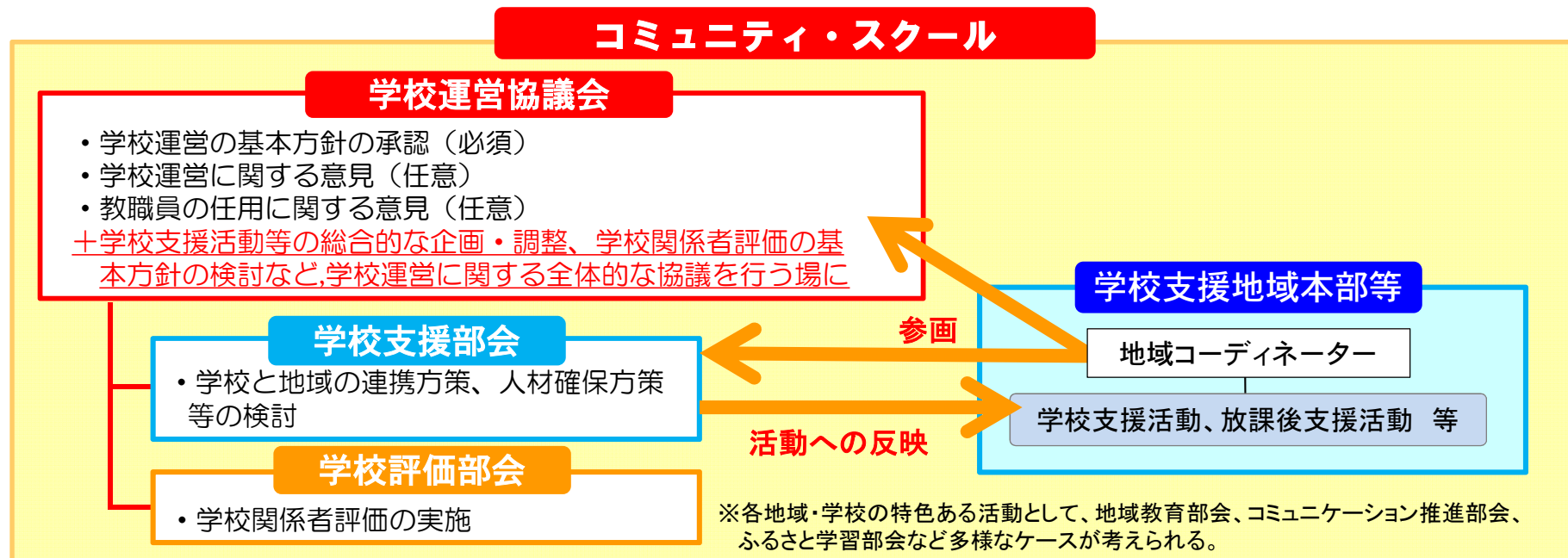


# 一体的な推進に向けた段階のパターン(一例)

## <学校支援や学校関係者評価の仕組みのみがある場合>



## <一体的なコミュニティ・スクールのイメージ>



# 都道府県の役割と推進方策

域内市区町村の教育委員会や学校関係者等に対し、コミュニティ・スクール等への理解促進を図るとともに、域内の学校運営協議会委員や管理職等への研修会の企画・実施、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成及び配置とその積極的な評価などの推進が求められる。

## (推進のための具体的方策)

- ・ コミュニティ・スクールと学校支援地域本部等の設置促進とその一体的な推進に向けた自治体内の連携の強化
- ・ 都道府県としての地域とともにある学校づくりの推進の在り方等を協議する「コミュニティ・スクール等推進協議会」（仮称）の設置  
※学校支援地域本部等に係る推進委員会を活用することが有効
- ・ 域内市区町村教育委員会や学校関係者等に対する積極的な普及・啓発（域内市区町村教育委員会や学校関係者、地域関係者等を対象とした「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」（仮称）の開催、国の制度等活用説明会の積極的活用など）
- ・ 学校運営協議会委員や学校・地域関係者等の研修の充実  
※地域コーディネーター等の研修との合同開催も有効
- ・ 管理職等のマネジメント力向上のための研修の充実 など